	額	
	イ　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度都道府県六十・〇％分」という。）	
	ウ　ア及びイに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度都道府県五十・〇％分」という。）	
五　地方税減収補填債償還費	地方税の減収補填のため平成十三年度から令和二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	［削る］
	(1)～(19)　［略］	
	(20)　令和二年度減収補填債	
	ア　法第十二条第三項の表第四十四号(1)に規定する減収補填のため令和二年度において発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度減収補填債（従来分）」という。）	
	イ　法第十二条第三項の表第四十四号(2)に規定する減収補填のため令和二年度において発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和二年度減収補填債（拡大分）」という。）	
六　財源対策債償還費	平成十三年度から令和二年度まで	［削る］

	方債の額	
五　地方税減収補填債償還費	地方税の減収補填のため平成十一年度から令和元年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	(1)　平成十一年度減収補填債
		(2)　平成十二年度減収補填債
		(3)～(21)　［同上］
		［新設］
六　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成十一年度及び平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	(1)　平成十一年度において発行を許可された臨時財政特例債（以下この表及び別表第一において「平成十一年度臨時財政特例債」という。）
		(2)　平成十二年度において発行を許可された臨時財政特例債（以下この表及び別表第一において「平成十二年度臨時財政特例債」という。）
七　財源対策債償還費	平成十一年度から令和元年度までの額	(1)　平成十一年度において発行を許可された財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成十一年度財源対策債」と